

議事要旨(3) 金融商品専門委員会における検討状況（公正価値）について

冒頭、加藤副委員長（専門委員長）から、公正価値測定及び開示に関するプロジェクトの専門委員会での審議状況並びに今後のスケジュールについて説明がなされ、丸岡専門研究員より公開草案に対するコメントへの対応案についてディスカッション・ポイントに沿って具体的な説明がなされた。

説明の後、委員及びオブザーバーからの主な発言並びに事務局からの説明は以下のよう
なものであった。

- あるオブザーバーから、公開草案には記載されていなかった開示項目の追加を検討中の部分に対して再公開草案を出すことは予定していないのかとの質問があった。これに対し事務局からは、今後の審議次第であるが、IASBが再公開草案を出さずにIFRS第13号「公正価値測定」を最終基準化した経緯の分析及び委員の意見を踏まえつつ、デュー・プロセス上再公開草案が必要かどうかを判断する旨の回答がなされた。

また、ある委員から、金融危機対応を背景とする点もあることを考慮すれば、日本基準にも米国会計基準及びIFRSと同レベルのものを入れることが基本的な考え方であろうが、日本基準に不要な規定は除外するほか、デュー・プロセス及び適用時期について慎重に議論すべきである旨の意見があった。また、別のオブザーバーから、追加を検討中の開示項目は利用者にとっては有り難い内容であるが、作成者は心理的な抵抗感を持つ可能性もあるので、ASBJの信頼性の観点から、再公開草案を出すべきである旨の意見があった。

- ある委員から、開示対象に関して、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」のような基準は日本にまだ導入されていないが、どのようなものが一時的に公正価値で測定されるものに該当するのかとの質問があった。これに対し事務局からは、次のような回答がなされた。

- ✓ IFRS第5号に相当する基準は今の日本基準にはない。
- ✓ 企業結合で取得したものは事後認識ではないので対象外である。
- ✓ 減損はIFRS第13号の対象外とはなっているものの、IAS第36号「資産の減損」が同時に修正されて、レベル別及びレベル3の追加開示を要求する修正が施されている。実質的にはIFRS第13号の対象となっていると言える。日本において減損の開示をどうするかは今後の検討課題である。
- ✓ 時価のある満期保有目的の有価証券で、著しく時価が下落した場合の減損は、一時的に公正価値で測定されるものに該当すると考えられる。

- ある委員から、受取手形、売掛金及び買掛金等の公正価値のレベルを決定するメル

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

クマールは何かとの質問があった。これに対し事務局からは、次のような回答がなされた。

- ✓ 受取手形や売掛金は基本的に市場で取引されていないためレベル 1 ではない。
- ✓ これらは割引率が市場で観察されるスワップレート等であれば通常はレベル 2 になると考えられる。また、相手の信用リスクを勘案し、重要性の程度が大きくなればレベル 3 になると考えられる。
- ✓ 買掛金は自社の信用リスクを勘案することになる。

また、同じ委員から、金融商品時価開示の規準ではサイトの短い手形は割引計算しない開示が認められていると理解するが、これを公正価値とみなすのか、又は何らかの手当を行うのかとの質問があった。これに対し事務局からは、実務を勘案し何らかの手当を検討するが、重要性を判断することになると考えられる旨の回答がなされた。

- ある委員から、公正価値の開示例は日本の金融商品会計基準に則った形で作成する必要があり、例えば、非上場株式を公正価値で計上しないということになるのであれば、開示例もそれに即した形で示すべきであるとの意見があった。これに対し事務局からは、次のような回答がなされた。

- ✓ 最終基準化する場合は、日本の会計基準に当てはめた形で示す予定である。
- ✓ 本日は IFRS 第 13 号の考え方を理解してもらうために、日本基準に該当しないものも含めて、IFRS 第 13 号の様式に沿った開示例を示した。
- ✓ 日本基準に関係ないものを開示要件から削除する場合は、GAAP 差異とみなされないように、削除する理由をきちんと説明しておく必要がある。

- ある委員から、本基準案の対象外としているもののうち、「ストック・オプション会計基準に関連する会計基準等」の最後の「等」は何を想定しているのかとの質問があった。これに対し事務局からは、明確化を図る旨の回答がなされた。

- ある委員から、固定資産の減損を期中、例えば第 2 四半期末に行った場合、その後減価償却されることになるので、年度末ではその分だけ公正価値からかい離することになるが、これは公正価値開示の対象外となるのか、との質問があった。これに対し事務局からは、検討する旨の回答がなされた。

- ある委員から、本基準案では会計処理を変更しないという前提であったと考えるが、例えば、1 か月平均市場価格は公正価値ではないが引き続き使用を認める場合、株価の終値はレベル 1 で開示対象となるが、1 か月平均は公正価値ではないので対象外、ということにならないかとの質問があった。また、別の委員から、1 か月平均を開示対象外とするのは均質性に欠け、慎重に検討すべきとの意見があった。これに対し事務局か

らは、金融商品会計基準との整合性や、同様の論点が他にもないかを含めて検討すること、及び日本基準に合わせた基準とするよう努力していく旨の回答がなされた。

以 上